

学校適正規模検討委員会の運営について

1 会議の運営及び公開

「三条市における審議会等の設置、運営等に関する指針」に準ずる。



三条市における審議会等の設置、運営等に関する指針（抜粋）

6 会議の運営及び公開

(1) 一般原則

- ア 審議会等は、その情報を積極的に市民に提供するとともに、その透明性を確保し、市民参加の推進を図るものとする。
- イ 審議会等の運営に当たっては、事前に資料を配布するなど、委員が十分に意見を述べられるように配慮するとともに、欠席者に対しても意見を求めるなど、審議の活性化を図るための工夫に努めるものとする。

(2) 会議の運営

審議会等の会議は、委員があらかじめ定められた場所に参加して行うものとする。ただし、審議会等が、電子会議その他の方法により運営することを決定したときは、その決定内容によって行うことができるものとする。

(3) 会議の公開

ア 会議は、原則として公開するものとする。ただし、次に掲げる場合には、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(ア) 法令等で特に定める場合

(イ) 三条市情報公開条例(平成17年条例第10号。以下「条例」という。)第8条に規定する非公開情報を含む内容について審議を行う場合

(ウ) 出席委員の3分の2以上の同意を得た場合

イ アの(イ)に掲げる内容について審議を行う場合であっても、当該内容が条例第10条に該当すると当該審議会等が認定し、かつ、条例に定める実施機関が事前に了承したときは、会議を公開することができる。

ウ 会議の公開は、会議の傍聴を認めること等の方法により行うものとする。この場合、市民が傍聴しやすいように休日又は夜間に開催するなどの方法を講じ、可能な限り便宜を図るものとする。

エ 各所管課は、会議の開催に当たっては、当該会議の議題、開催日時、開催場所、傍聴手続及び会議の全部又は一部を公開しない場合にはその理由等について、別に定める方法により事前に公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

(4) 会議録の作成及び公表

審議会等は、会議録を作成し、公開した会議の会議録は、公表しなければならない。

(5) その他

前各号に定めるもののほか、会議の運営及び公開等について必要な事項は、別に定めるところによる。

2 検討委員会の所掌事項

学校適正規模検討委員会設置要綱(抜粋)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、三条市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に意見を述べるものとする。

- (1) 学校の適正規模に関すること。
- (2) 学校の適正配置に関すること。
- (3) その他教育委員会が必要と認めること。



検討委員会への諮問事項

学校の適正規模・適正配置に関する基本方針(案)について

3 スケジュール

	6月	7月	8月
検討委員会	★ ★	★	★
パブリックコメント			
教育委員会			方針決定
市議会総務文教 常任委員会			方針報告
市民への公表 (ホームページ)			公表

三条市学校適正規模検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 三条市立小中学校（以下「学校」という。）の児童生徒数が減少する中で、学校の適正規模等についての総合的な検討を行うため、三条市学校適正規模検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、三条市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に意見を述べるものとする。

- (1) 学校の適正規模に関すること。
- (2) 学校の適正配置に関すること。
- (3) その他教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域の代表者
- (3) 保護者の代表者
- (4) 学校関係者
- (5) 公募により選任された者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成28年3月31日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、三条市教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成 28 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。